

わがまちの環境保全と対策



～住みたい 住み続けたい 行ってみたい
「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けたまちづくり～

美濃市長 武藤 鉄弘

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会ならびに会員の皆様には、日頃より本市をはじめ各地域の廃棄物の適正な処理と環境保全に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜県のほぼ中央に位置する本市は、人口約2万1千人、面積約117km²と小さな市ではございますが、世界に誇れる3つの世界遺産(ユネスコ世界無形文化遺産に登録された本美濃紙「日本の手漉和紙技術」、世界かんがい施設遺産「曾代用水」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」)や歴史的建造物が建ち並ぶ「うだつの上がる町並み」があり、また、町並みの春を彩る「美濃まつり」、秋の「美濃和紙あかりアート展」、など、市の伝統文化と自然を生かした 住みたい 住み続けたい 行ってみたい 「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けたまちづくりを推進しております。

こうしたまちづくりを進める上でかけがえのない財産が、豊かな自然や清らかな川、安心して暮らせる環境であるといえます。私たちは過去に、快適さ便利さと引き換えに、大量の廃棄物の発生や不法投棄、地球温暖化、自然破壊など負の遺産となる、様々な行いをしてきました。現在を生きる私達は、その英知・労力を結集して将来を生きる子孫のために恵み豊かな地球環境を引き継ぐ責務があります。

国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、各種リサイクル法及びグリーン購入法等が制定されるとともに、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定されており、循環型社会形成への取り組みが着実に進行しているところです。

当市でも、ガラスびん・ペットボトルなどのリサイクルを推進し、分別収集を進めるとともに、ごみの比重で半分を占める生ごみの減量を進めております。

当市の一般廃棄物は関市との広域行政事務組合において流動床式ガス化熔融炉により処理され、スラグの有効利用や、余熱を利用した発電など、より環境負荷の少ない方法で行われています。

産業廃棄物につきましては過去の産廃火災の教訓を生かし、事故を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的に「美濃市産業廃棄物保管の規制に関する条例」を制定しており、500m²以上の産廃保管場所の設置に規制をかけるとともに、保管の基準や市の立入権限を設け、適正な産廃の保管を促しています。さらに、埋め立ての規制については、県の条例が制定される以前より「住みたいまち美濃市の環境を守る条例」で規制を行い、無秩序な埋め立てによる土壌や地下水汚染を防止し、適正な埋め立てが行なわれるよう監視、指導を行っています。

市内で発生した産業廃棄物については、市の一般廃棄物最終処分場にて品目や量を限定して受け入れ、市内零細事業者には廃棄物の適正処理を促していますが、残余量の減少により今後の受け入れはますます厳しいものとなり、処理については貴協会のご尽力が不可欠となりますので、今後とも県内の廃棄物の適正処理になお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが貴協会のみますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。